

議案第 19 号

長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例について

長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律
施行令の一部改正に伴い、長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年
長久手市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係） (単位 円) 【別記1 参照】	別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係） (単位 円) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	23万9,000	34万4,000	45万9,000	59万4,000	77万9,000	97万9,000	107万9,000
副団長	22万9,000	32万9,000	42万9,000	53万4,000	70万9,000	90万9,000	100万9,000
分団長	21万9,000	31万8,000	41万3,000	51万3,000	65万9,000	84万9,000	94万9,000
副分団長	21万4,000	30万3,000	38万8,000	47万8,000	62万4,000	80万9,000	90万9,000
部長及び 班長	20万4,000	28万3,000	35万8,000	43万8,000	56万4,000	73万4,000	83万4,000
団員	20万	26万4,000	33万4,000	40万9,000	51万9,000	68万9,000	78万9,000

改正前

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	23万9,000	34万4,000	45万9,000	59万4,000	77万9,000	97万9,000
副団長	22万9,000	32万9,000	42万9,000	53万4,000	70万9,000	90万9,000
分団長	21万9,000	31万8,000	41万3,000	51万3,000	65万9,000	84万9,000
副分団長	21万4,000	30万3,000	38万8,000	47万8,000	62万4,000	80万9,000
部長及び班 長	20万4,000	28万3,000	35万8,000	43万8,000	56万4,000	73万4,000
団員	20万	26万4,000	33万4,000	40万9,000	51万9,000	68万9,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分を追加するものです。

2 改正の内容

- (1) 退職報償金支給額表に「35年以上」の区分を追加すること。(別表関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、消防団員として35年以上勤務して退職した者の退職報償金が引き上げられます。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。